

富岡市青少年補導員職務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富岡市青少年センター運営協議会を円滑に推進するため、富岡市青少年補導員（以下「補導員」という。）の職務に関し、必要な事項を定めるものとする。

(補導の対象者)

第2条 補導員は、次の各号に掲げるものを補導するものとする。

- (1) 電話相談で継続的補導を必要とするもの
- (2) 面接相談で継続的補導を必要とするもの
- (3) 非行防止のために補導を必要とするもの
- (4) その他補導することが必要と認められるもの

(補導員の選考基準)

第3条 補導員の選考は、次の各号に掲げる基準によるものとする。

- (1) 青少年の補導について理解と熱意を有するとともに、深い愛情をもって青少年に接することができる者であること。
- (2) 青少年問題及び社会の実情に精通しており、地域での信望に厚い者であること。
- (3) 青少年の基本的人権を尊重し、その将来を考慮して業務上の秘密を厳守できる者であること。

(組織)

第4条 補導員は、次の各号に掲げる者の中から富岡市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 富岡市青少年補導の経験者
- (2) 富岡市青少年育成推進員
- (3) 富岡市社会教育関係団体指導者
- (4) 富岡市小中高学校教職員
- (5) その他適任であると認められる者

(関係機関との連携)

第5条 補導員は、補導にあたって市内の小中高等学校、富岡警察署及び市内の青少年健全育成関係機関等との連携を図り補導にあたるものとする。

(身分証明書の提示等)

第6条 街頭補導は、所定の補導員章をはい用し、かつ、身分証明書（様式第1号）を携帯のうえ、必要があるときは、これを提示しなければならない。

(報告)

第7条 補導員は、補導中に取り扱った事項が集結したときは、街頭補導日誌（様式第2号）により富岡市教育長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成18年3月27日から施行する。
平成21年4月15日から施行する。